

## 第246回3月定例教育委員会議事録

### 委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 議事録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

### 開会日時

令和4年3月24日（木）午後3時00分

### 会場

安来中央交流センター 第5会議室

### 出席委員の氏名

教育長	秦 誠 司
委員	小 村 修 司
委員	加 藤 隆 志
委員	寺 田 禎
委員	平 野 千 恵

### 出席者の氏名

教育部長	原 みゆき	全議題
教育総務課長	遠 藤 浩 司	全議題
学校教育課長	三 保 貴 資	全議題
給食教育課長	石 原 秀 樹	全議題
文化財課長	水 口 晶 郎	全議題
学校教育課指導主事	野 田 寛 志	報告第31号
教育総務課主幹	足 立 隆 博	全議題

### 1. 開会宣言

午後3時00分 教育長が開会を宣言する。

### 2. 教育長あいさつ

(教育長)

本日の会は、今年度最後の定例教育委員会となりました。一年間大変お世話になり、ありがとうございます。新型コロナウイルスの感染拡大で、市内でも小中学校の全部または一部休業が相次いだ事態となってしまいました。3月に

入ってからは主に小学校で感染が相次ぎ、一部休業などの対応をとりました。今日、久しぶりに全学級とも出席しており、昨日まで一部の学校が学級閉鎖という対応を繰り返しながらきた、というのが率直なところです。

また、明日から春休みに入りますが、県知事と県教育長名で、春休み中の部活動の停止の協力要請がありました。それを受ける形で本市でも25日から31日までの期間、中学校の部活動を休止する対応をとらせていただきます。安来市の部活動のガイドラインでは、3月29日から4月3日までは、年度末年度初ということで部活動を休みにしていますが、それを前倒しする形で4月1日以降は、学校での活動は学校が判断して実施してもよいという対応をとらせていただいています。また、スポーツ少年団等も同じような対応をとっていただくように要請をしています。卒業式関係ですが、3月9日・10日にかけて中学校で、17日・18日にかけて小学校で無事終了しました。

小中学校適正配置基本方針については、3月1日に市議会の全員協議会で、全会一致で承認を得ました。また、審議会設置条例についても可決されました。全員協議会での議員の意見として、どんどん進めて欲しいという意見もいただきましたし、地域との連携や中山間地への配慮等を懸念している声や合意を図りながら進めて欲しい、大規模校のあり方としても取り入れて両輪で進めて欲しいという意見がありましたが、概ねこれで議論を進めてもらいたいというところで了解いただきました。令和4年度は審議会を立ち上げて、地域や学校への説明をしっかりと行い、市民の皆さんの声を聞きながら、覚悟とスピード感を持って動いていきたいと考えています。

### 3. 議事録の承認 第245回2月定例教育委員会

(承認)

### 4. 審議事項

#### 1) 議第26号 安来市小中学校適正配置審議会傍聴規則の制定について (教育総務課長) 資料1により説明。

先日の議会において可決されました条例「安来市小中学校適正配置審議会条例」の傍聴規則です。適正配置審議会は、原則公開となりますので、その傍聴に関して定めるものです。

第1条で「この規則は、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。」と定義しています。第2条では、定員について明確な人員は定義せず、「会場の規模に応じて会長が定める」としています。第5条では入場できない者、第6条では傍聴者の守るべき事項を定め、第7条では必要に応じて傍聴者の退場を定めています。なお、この傍聴規則は、市の他の傍聴規則に準じて作成してい

ます。

最後に、本日追加で配布しました資料に各戸配布のものがありません。こちらは各戸に安来市教育委員会からお知らせしたものです。3月20日号の市報配布にあわせて各戸配布しました。2月に完成しました「安来市立小中学校適正配置基本方針」の概要版ということで、市民の皆様にお知らせをしました。次年度は基本計画の策定に進みたいと考えますので、よろしく願いいたします。

(承認)

## 2) 議第27号 安来市共同学校事務室運営規程の制定について

(学校教育課長) 資料2により説明。

これは、学校事務の適切な執行を図るために、共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものです。概要としては、共同学校事務室の構成校、室長に委任する事務の範囲及び専決事項等を定めており、所掌事務や運営体制を明確化したものです。趣旨については、先ほど説明したとおりです。第2条組織ですが、「共同学校事務室の名称、事務室の設置及び事務の共同処理を行う学校並びに共同学校事務室の構成校は別表の通りとする」としており、名称は「安来市共同学校事務室」とし、安来市立第二中学校に設置します。構成校は市内全ての小中学校となっています。以下、所掌事務、事務委任、室長の専決事項、執務形態等、個人情報保護について定めたものです。

(委員)

具体的にどういった仕事をされるんですか。

(学校教育課長)

基本的には、給与や旅費事務ですとか、これまでは事務職員がその学校で一人で仕事をしてきたものを共同学校事務室に持ち寄って、それぞれのグループごとに分かれて、複数の人数で処理をし、点検をするということで効率化を図っていくこととなります。効率化することで生じる余力、時間をそれぞれの学校で学校経営の中に参画してもらって、学校教職員の働き方改革に資する働きをしていただくことが、共同学校事務室の趣旨となっています。

(委員)

それぞれバラバラだったのを第二中の事務室に集めて、共同的に数校の事務を行うということですね。

(学校教育課長)

例えば、給与グループや旅費グループなどのグループ分けをし、持ち寄って処理をする形になります。

(委員)

ずっと共同事務室にいるんですか。

(学校教育課長)

月に何回になるか具体的な回数は決まっていますが、基本はそれぞれの学

校で勤務していただきますが、処理が必要になった時に、おそらく月に何回か回数を決めて、持ち寄って処理をしていく形になります。これまでは、事務グループ活動ということで校区で集まっての活動を月2回程度としていましたが、事務グループの活動も残しながらという形にはなりませんので、現状よりも共同学校事務室での業務というのは多くなるのではないかと考えています。

(委員)

中学校は中学校ですか。

(学校教育課長)

小中一緒です。

(委員)

室長というのは、常駐ですか。

(学校教育課長)

安来二中にいる事務職員が室長となります。

(教育長)

室内にパソコンなどの機器の設置は終了していますか。

(学校教育課長)

基本的な設備は全て整っていると聞いています。

(承認)

### 3) 議第28号 安来市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定について

(教育部長) 資料3により説明。

制定理由ですが、教職員が違法行為や非行等行った場合であって、それが免職、停職、減給などの懲戒処分に該当する場合は、島根県の教職員の懲戒処分及び公表の指針に基づいて、処分が決定されます。今回の取扱規程は、その非違行為に対して、懲戒処分を行うまでには至らないけれども、当該教職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善・向上を図るため、必要があると判断した場合、安来市教育委員会が行う「訓告、文書厳重注意、文書注意、口頭注意」について必要な事項を明文化したものです。今までは、非違行為があった場合は県に報告する際の基準を参考に、また処分書の様式も任意で作成していましたが、この度、様式についても定めたものです。

(委員)

違法行為以外の処分ということで、法令については別という認識でいいですか。

(教育部長)

法令以外のということではなくて、違法行為だけでなく、法に直接ふれるわけではありませんが、公務員として適切でない行為を行った非行についても処分の対象になります。処分が懲戒処分などの重たいものについては、県の基準

で決定し、処分を行います。そこまで重たくはないけれども、安来市教育委員会としては注意をしなくてはならない処分については、この規定に基づいて行います。

(委員)

法令違反以外の見過ごせない行為について処分をするということで、それは県の処分対象にはなっていないということですか。抽象的な表現ですが、その都度集まって協議されるということですか。

(教育部長)

県の基準で県が処分するといったものについては、県がします。それ以外のもので、市教委が処分を行うものについては、種類としては訓告、文書厳重注意、文書注意、口頭注意の4種類です。そのうちどれにするかというのは、教育委員会で決めることとなります。

(委員)

県の基準に当てはまらないものについて、安来市独自で処分を科すということですね。

(教育長)

県教委と協議しながら、この程度であれば教育委員会の方で、懲戒処分ではなくサービス指導として行うものです。職員の記録にも懲戒処分として記録に残らない、注意というのが本来の趣旨ですが、文書で注意することをご了解を得た上でするものです。県の懲戒処分は、地方公務員の法令に基づいて処分を行い、そこまでは至らないものについて協議をします。県教委からの指導もあって、市教委の中で検討していくものです。

(委員)

一番軽いのが口頭注意ですが、それに至った場合は、ペナルティーみたいなものはありますか。

(教育部長)

口頭注意がペナルティーです。

(委員)

減給のようなものはないですか。

(教育部長)

減給は懲戒処分なので、この規定ではなくて県の規定により県が処分することとなります。

(委員)

一般企業で言うところの査定に影響しますか。

(教育長)

対象外です。会場に来て、口頭による注意です。

(委員)

文書注意や口頭注意にレベルがありますか。

(教育部長)

レベルといたしますか、処分としては順番に重たくなります。

(委員)

口頭注意を2回受けたら、次は文書注意といったようになるんですか。

(教育部長)

回数基準はないですが、その都度事案に応じて相談したいと思います。

(委員)

教育委員会で諮るということですが、基準がないと諮れないし、査定にも影響しないとなると、それでも委員会に諮らなければならないですか。

(教育部長)

今年度も1回あったと思いますが、ここにある処分についても、県からこういう処分が相当ではないかという意見をいただいておりますので、何もない状況で処分を決めるということではなく、県からの意見を基にしてお諮りし、決めていただくこととなります。

(教育長)

法律に基づいた懲戒処分にまでは当てはまらないが、地方公務員としてふさわしくない行為ということであらためた場で指導していく、というのが趣旨になると思います。

(委員)

県での処分にまで至らないが、市から注意していくということですね。

(教育長)

そうですね。安来市教育委員会は県費負担の教職員の服務指導をする立場にありますので、きちんと行われず、懲戒処分にまでは至らない行為に対して、4段階で県教委の意見を聞きながら、服務指導を行う形になっています。明文化しておく、規定に基づいて指導する形にしておいた方が明確になるだろうということで、制定することになりました。

(委員)

交通違反だとどうなるんですか。免停だと懲戒処分とか、スピード違反とか。

(学校教育課長)

県の規定があり、懲戒処分となります。違反した場合には事故等報告書があり、県に提出します。県での処分に当たらないが、服務指導が必要だと県から話があった場合に、指導を行います。服務指導を行った場合には県に報告をします。懲戒処分の基準としては、速度違反で50Km/h以上、無免許運転等の悪質な交通違反した場合には、教職員は免職、停職または減給というのが県により定められています。

(承認)

#### 4) 議第29号 令和4年度工事予定について

(教育総務課長) 資料4、当初予算事業別概要書により説明。

担当課長より説明をさせていただきます。教育総務課は屋内運動場照明設備等改修工事、トイレ改修工事、空調設備改修工事を計画しています。市の教育予算には、地域振興課、文化スポーツ振興課の予算もあります。こちらについては、本日の説明は省略をさせていただきますが、次回の4月定例教育委員会において担当課長が挨拶に参りますので、質問等いただければと思います。当初予算事業別概要書ですが、前回の定例教育委員会で説明したとおり、市の全ての予算が記載されています。教育費だけでなく、他の予算もご覧いただければと思います。

(文化財課長)

文化財課としては、5つの工事があります。和鋼博物館改修事業は、和鋼博物館を文化観光や文化活動の拠点となるミュージアムになるよう改修を行うものです。令和4年度は施設1階南側にある市民ギャラリー、体験学習室の照明や内装等の工事を行う予定にしています。鉄の歴史博物館修繕事業は、博物館2階にあるレストランの空調機器修繕です。災害復旧工事ということで、史跡仲仙寺古墳群宮山支郡が令和3年7月豪雨による復旧に関わる工事です。令和3年に設計をし、令和4年度に工事を行う予定にしています。歴史の道100選・広瀬清水街道災害復旧事業は令和3年の台風による災害復旧です。街道が一部崩れておりましたので、災害復旧工事となります。

(承認)

## 5. 報告事項

### 1) 報告第29号 市議会3月定例会議について

(教育部長) 資料5により説明。

3月定例会議でもたくさんの質問をいただきました。小中学校の適正化、地域づくりのあり方については政進クラブと誠和クラブからいただきました。

「適正配置、地域づくりのあり方については、とても重要であり、大きな課題だと認識している。本案件に対する市長の見解を伺う。」という質問に対して、「安来市を担ってくれる子どもたちの将来のためにも、教育大綱に掲げられた『ふるさとを愛し、未来をたくましく切り拓き、社会に貢献する心豊かな人づくり』を基本理念に、施策方針でも市長のほうから話がありましたが、特色ある地域づくりの構築とともに丁寧かつスピード感を持って、真摯に取り組んでいく考えですので、市民のみなさまのご理解はもとより、議員の皆様のご理解、ご協力をお願いします。」と答弁しています。

誠和クラブからは、「月山富田城の観光資源あるいは地域の歴史を学ぶ場として今後どのようなことを考えているか。」という質問に対し、「令和3年度は樹木の伐採を行い、石垣や曲輪等がよく見えるようにしたところです。また、

今月末に完成する歴史資料館1階にある史跡富田城跡ガイダンス施設では、ジオラマ模型や復元イラスト、立体地形図、パネル等を使って紹介するようしております。今後は、観光客には新たな観光資源として、児童・生徒にはふるさと教育の教材として、このガイダンス施設を活用し、月山富田城の魅力を伝えていきたい」と答弁しています。

飯橋議員からですが、学校のトイレ整備・空調整備についての今後の考え方の質問をいただいております。今までもそうでしたが、特に要望を多くいただいております、トイレの洋式化については、「この度の予算措置により、令和4年度洋式化率36.3%と見込んでいたものが、43.3%となる見込みです。中学校においては、目標としております50%を達成する見込みです。今後についても、トイレの洋式化については、目標を50%と設定しておりますので、目標に向けて年次計画により取り組みたいと考えています。空調設備につきましても、更新時期をむかえたものから、性能を向上させた換気機能付の空調設備へ順次進めていく考えである。」と答弁しています。

三原議員より、「学校においていくつ部活動があつて、そのうち令和4年度、地域指導者ををお願いする人が何人おられるのか。」という質問をいただきました。「市内の中学校では、文化系が9、体育系が33、計42の部が活動しています。部活動地域指導者の配置については、令和4年度は今のところ20名の配置を予定しています。」と答弁しています。

また、「安来市青少年のスポーツや文化活動の地域指導者について、人材確保を積極的に進めてもらいたい。」との質問をいただいております。これは市民生活部の所管ではありますが、「平成28年度から安来市主催によるスポーツ指導者研修会を年1回開催し、指導者のスキルアップを図り、また、令和元年度から安来市体育協会において、日本スポーツ協会公認指導者資格を新たに取得するための講習経費を助成し、市内の公認指導者を増やす取り組みを行っている」と答弁しています。

(教育長)

文化財課の和鋼博物館の改修事業は、いつ頃完了予定ですか。

(文化財課長)

秋頃に完成予定で、冬頃には安来市文化協会の移転を予定しています。

(委員)

三原議員の質問に関連して、地域指導者というのは、外部指導者とは違う位置づけですか。

(学校教育課長)

地域指導者というのはまさに地域の方々で部活動の指導に関して支援をしてくださる方で、部活動指導者というのは別において、例えば大会の引率とかも出来る方です。三原議員が質問されているのは地域指導者についてです。

(委員)



今年は何名おられたんですか。

(学校教育課長)

20名弱だったと思います。

(教育長)

いわゆる言い方として、地域指導者の方々を外部指導者と言っていたと思います。なかなか人がいらっしゃらなくて、ニーズはあるんですが適任の方がなかなかいらっしゃらないのが現実です。島根県内で部活動指導員という位置づけで入っていらっしゃる方はほとんどないように思います。地域指導者は県内にもいらっしゃいますが、部活動指導員という立場ではなかなか中学校ではいらっしゃらないです。

## 2) 報告第30号 令和3年度島根県学力調査結果について

(学校教育課長) 資料6により説明。

この調査は、例年12月に実施されています。この結果を基に、各校で結果を分析し、学力向上に向けた対策を進めていくためのものです。

結果の概要についてご説明いたします。まず教科全体についてですが、小学6年国語、中学1年国語・英語、中学2年国語においては、県平均並みでした。中学2年数学・英語においては、県平均を大きく上回っています。小学5年国語・算数、小学6年算数、中学1年数学においては、県平均を大きく下回っています。経年変化については、小学6年生は国語・算数において昨年度より県平均との差が広がり、課題がみられます。

中学1年は国語において昨年度は県平均を下回っていましたが、本年度は上回りました。中学2年は国語・数学において、昨年度よりも県平均を上回りました。各学年によって多少の違いはありますが、国語については県平均並みの力が、英語については県を上回る力が身につけていると思われる一方、算数・数学については、改善がみられる学年もあります。引き続き集団の実態や発達段階に応じた支援および授業改善の工夫等が必要であると思っています。グラフにおいても、小学5年国語・算数、小学6年算数、中学1年に課題があることがわかります。また、それぞれの学年の教科の結果概要についても記載しています。

意識調査の結果では、学習に対する関心・意欲・態度についてですが、「授業で学んだことを他の学習に生かしている」という項目については、小学6年以外は県平均を上回っていますが、昨年度よりも数値が低い傾向にあります。「算数・数学が好きだ」という項目については、中1以外は県平均を上回っていますが、中学1年は昨年度を大きく下回っています。

「話し合いで、自分の考えを積極的に話している」という項目では、学年が上がるにつれて数値も上がっています。授業改善についてですが、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすること

ができています」という項目については、県平均並みかそれを上回り、中学校において主体的・対話的で深い学びの実現が進んでいると思われます。学校図書館を活用した授業は、県平均並みかそれを上回っていますが、令和2年度に比べると大きく下回っています。ICTを活用した授業は、県平均並みかそれを上回り、特に小6での活用が高まっています。「文章問題は、式や図に置き換えて考えている」という項目については、小5以外で県平均を下回り、思考を整理する際に図や表を活用することに課題がみられます。

「学校が好きだ」という項目では、中1以外で県平均を上回っています。この後、不登校のところでも話をさせていただきますが、若干中1では授業に関しても少し課題がみられているところがつながっているところもあるのではないかと考えています。「将来の夢や目標を持っている」という項目については、中2以外で昨年度よりも数値が下がっています。「地域のことについて調べたり、調べたことを発表したりするなどの学習に熱心に取り組んでいる」という項目については、すべての学年で県平均を上回っています。「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」とについては、小学校では県平均を下回っています。

Ⅲ 成果と課題では、コロナ禍ではありますが、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善は進んでいます。児童生徒の学習への前向きな取り組みは持続されています。今後も児童生徒自身が「何を学んだのか、どんな力が付いたのか」ということを子どもたち自身が自覚できる授業を展開していくことを必要だと考えています。児童生徒の家庭学習の時間は、前年度より大きく下回っています。家庭学習での学びを学校での学びにつなげるためにも、より深い学びとなるためにも考えていく必要があると考えています。「地域に関わることに対する意識が高い」ことは、各校でのふるさと教育の充実の成果であり、安来市の大切な強みの一つとなっていると思います。ただ、ふるさと教育により探究的に課題解決していく実践を積み上げていくことが必要ではないかと思っています。そういったことが、児童生徒が地域への愛着や誇りをより一層持つことにつながると考えています。

安来市の場合ですが、教師や友達、保護者との良い関係性が学力向上に結びつくと考えています。特に、教師による前向きな言葉かけや励まし、個に応じた支援を充実させていき、学力向上と生徒指導の両輪をしっかりと取り組みを引き続き進めていく必要があると考えています。また、小中学校それぞれの学力調査の平均正答率を示したものも載せていますので、参考にさせていただければと思います。

(委員)

資料を見ていると、一番の点数の高い学校と低い学校では差がありますよね。毎年そうですが、上位の学校は小規模校であったり、たまたま勉強ができる子たちの学年だったり、気になるのは17番目の学校が県平均と差がありすぎ

ると懸念すべきではないかと思えます。小規模校でも大規模校でも。ここはなるべく平均点の底上げではないですか、必要ではないでしょうか。中学校は県平均と大きな開きはみられませんか。

(学校教育課長)

1年生の英語で少し開きがあります。

### 3) 報告第31号 2学期不登校・問題行動等の状況について

(学校教育課長) 資料7により説明。

不登校についてですが、残念ながら小中学校ともに不登校、不登校傾向の児童生徒は増加傾向にあります。これまでの学年ごとの推移を示していますが、今年度は小6から中1にかけて大幅に増加しています。また、どの学年においても横ばいあるいは微増の状況にあります。

不登校対応では、新規の不登校を出さないことが一番重要になってきますが、そのためには日頃の授業において学習指導要領で示されていることをしっかりと着実に進め、また友達とのつながりあい、共同的な学びをしっかりと推進していくことが大切だと考えています。

これまでも安来市ではこの点をしっかりと取り組んできています。今日はお手元に不登校対応リーフレットがございしますが、ご覧になっていただきたいと思いますが、まず未然防止、新規を出さないということが、一番大切だということの中で、安来市としては一番大切にしていますのは、未然防止、魅力ある学校づくりの推進ということで、授業改善をしっかりと進めていこうということを中心に進めてきておりました。これを進めていった結果、取り組みを進めていた平成29年、30年頃においては、グラフをみてもわかるように不登校が一時減ったことがありました。これは安来市においては不登校対応の一丁目一番地ということで現在も進めていってまわっています。しかし、授業改善については各校で進めてもらってはいますが、残念ながら従来の考え方のみでは不登校を減らすことはできていない状況です。

不登校の子どもたちの様子ですが、特性の強い子や友達とうまく関われない子、こういった子どもたちが不登校になるケースが多いようです。また、保護者によっては、無理に学校に行かせなくてもという考えをお持ちの方も中にはおられます。したがって今後は、これらの取り組みに加えて教職員が特別支援教育の視点を持って対応していくこと、また保護者と粘り強く関係を保って、教育支援センターあすなろと連携し、担任や学校だけでなく、また福祉部局等、関係機関との連携を視野において対応を考えていく必要があると考えています。

現在の状況を考えますと、来年度すぐに状況が改善するということはおそらくないだろうと思えます。各校には引き続きこのリーフレットの取り組み、マニュアル、特別支援教育であるとか、関係機関との連携といったところをしっかりと詰めていって、少しでも子どもたちが学校で楽しく生活できるようにつ

めていってもらいたいと思っています。その他、不登校児童生徒の内訳も記載しています。

問題行動については、減少傾向にあると思っています。ただ若干中学校において生徒間暴力やいじめが昨年度に比べるとやや多くなってきているかなと思っています。問題行動の内訳も記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

(委員)

問題行動の「その他」の項目は、具体的にはどのような行動ですか。

(学校教育課長)

詳しい資料を持ちあわせておらず、概要しか捉えておらず詳しくは説明できないんですが、例えば以前ですと、公共に反するような行動がみられたりすることをあげていた記憶があります。今学期においてどういった事案かというのは把握しきれておらず、ご説明できず申し訳ありません。

(委員)

地域の人にちょっと注意されるようなことですかね。

(教育長)

調査の視点が変わったりして、「その他」に計上すべきものが変わったりします。

(委員)

小学校において、いじめがかなり件数が多い気がしますが、どの程度的のいじめでしょうか。

(学校教育課長)

被害児童が自分がいじめられたと言え、いじめですので、程度差はかなりあるかと思っています。児童、生徒間のトラブルの中で生じたものも、片方の児童がいやな思いや悲しい思いをしたと言え、いじめとなります。

(指導主事)

「その他」の件数が多く計上されていますが、主観ですが、いじめの加害行為だと感じています。ある生徒が傷ついたということの中で、その加害行為にいたった子どもたちが何人いたかというところで、無視や押したり、つねったりということを含めて、加害行為ということで「その他」に入ってきます。1対1というところもあれば、複数というところもあるので、人数が大きくなったりします。

(教育長)

「その他」には加害の人数と件数で、いじめは被害の人数になりますね。

(委員)

被害は問題行動になるんですか。

(指導主事)

問題行動報告書の中で、加害と被害という報告になっていまして、いじめの

方の報告は被害にあった児童生徒の実人数になっています。それに対して、加害をした児童生徒の人数と件数になっていて、人数は実人数で、件数については延件数です。

(教育長)

そのような基準で計上していくという、調査のルールということですね。

(委員)

不登校にコロナが関係していますか。どう分析していらっしゃいますか。

(学校教育課長)

はっきりと因果関係があるとは言えないと思います。

(委員)

休校などで学校に行かないことがあり、再開しても行かない子どもたちもいるのかと思いますが。

(教育長)

令和2年度、3年度で増えているというのは、コロナが流行った時期と結果的に連動しているのかなど。昨年度の中学校時代に不登校の子どもが3学期くらいにリズムがでてきて、高等学校に進学しましたが、4月終わりくらいから長いところでは1か月くらい休校措置の高等学校もありましたが、それがきっかけで休み始めてしまって、夏くらいに進路変更で変わるという子がいました。当該生徒に聞いてみたら、リズムがそこで崩れて頑張ろうという気持ちが萎えてしまったということをお話していたので、相関がどれだけあるかわかりませんが、臨時休業や部活動停止といういわゆる不規則なことがあったので、何かしら影響があったのではないかと人数をみても言えるのではないかと思います。

(学校教育課長)

実際に不登校の子が、学校の働きかけによって、例えば終礼から部活動にかけて出てみようかですとか、学校に来る習慣をつけてあげようという子が、部活動が一定期間中止になってしまおうとなかなか学校に足が向かないということはあってもおかしくないだろうなと思います。

(委員)

「教育支援センターあすなろ」は、教育委員会と関係がありますか。通う子は増えていますか。

(学校教育課長)

増えています。なかなか新規に対応しようと思っても場所とスタッフの関係から制限をかけた上での受け入れという形で対応しているのが実態です。ただ、「あすなろ」に行けばいいというわけではなく、社会性を身につけたりとか、自立する気持ちであったりとかを高めていくことが大事なので、丁寧な対応が必要になってきます。全てが「あすなろ」というわけではなく、保護者と子どもさんが「あすなろ」に行きたいという気持ちを大切に、対応しているという状況です。

(委員)

「あすなろ」に通う子の中には、市外から来て、学校に無理して行かなくてもいいけど「あすなろ」で自分の自由なことをして過ごせばいいという考えを持って通っている保護者がいるという話や、そのつながりによそから受け入れてもらえないかという話もあると聞いたんですが。

(学校教育課長)

「あすなろ」はそういったお子さんをすべて受け入れるのかということ、そこは制限をかけて、フリースクールではないので、学校としっかり連携をとって、学校に復帰するということも念頭において、学校に行きながら「あすなろ」に通うことを基本原則としています。そういったお考えの保護者さんもおられますが、しっかりと丁寧に対応して、居場所は学校が基本だよというところをしっかりとお話した上で、結果的に「あすなろ」での生活時間が長かったとしても、丁寧に保護者さんに説明していると聞いています。

(委員)

フリースクールならばそれでいいだろうけど、学校に戻るのが前提な気がします。

#### 4) 報告第32号 スポーツ推進審議会委員の委嘱（任命）について

(教育総務課長) 資料8により説明。

担当は市民生活部文化スポーツ振興課となっています。現在の安来市スポーツ推進審議会委員13名は令和4年1月211日で任期満了となったため、令和4年3月1日から令和6年2月29日までの2年間を任期とし、委嘱、任命するものです。被委嘱、任命者は表のとおりであり、13名となっています。安来市体育協会理事、安来レクリエーション協会常任理事の2名が新任であり、それ以外の方は再任です。なお、スポーツ推進審議会の審議事項については、下段記載のとおりです。

#### 5) 報告第33号 令和4年度幼稚園・認定こども園入所決定状況について

(教育総務課長) 資料9により説明。

実際の業務は健康福祉部子ども未来課が行っています。その中で教育委員会が所管します、安来幼稚園と幼稚園型認定こども園の島田こども園の2園についてです。安来幼稚園は定員180名に対して28名、島田こども園は定員60名に対して12名という状況です。現在休園中である能義こども園については、第1希望の申し込みはない状況です。

#### 6) 報告第34号 人事について

(教育総務課長) 資料10により説明。

## 6. その他

### ・令和4年度入学式について

(教育部長)

令和4年度入学式に市全体としても平常時であれば市長、教育長、副市長から部長級職員が市長代理として出席しますが、協議の結果、市長と教育長が代表して一部の学校に出席し、それ以外については出席を取りやめる方針になりました。従いまして、教育委員の皆様にも出席は控えていただくようお願いしたいと思います。卒業式と同様に各校にメッセージを送らせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

### ・春休み中の部活動について

(学校教育課長)

3月25日から31日まで県の方から自粛要請があり、安来市においても東部4市と同様に部活動は休止にしています。4月1日以降は、休業中の部活動は安来市のガイドラインに沿った対応で再開したいと考えていますが、今後のまん延防止等の措置が解除になってからの状況がどうなるかというところを見極めた上で、現在のところは1日以降は各校の判断で再開と考えていますが、今後の状況を見ながら必要に応じて委員会の方で規制をかけなければならないということがあれば、学校に指示を出したいと考えています。

(教育長)

昨日も重ねて定例記者会見で丸山知事から要請があり、安来市も感染者がゼロになる日がなく、日によって人数の変動が続いており、隣接の松江市も30～40人位の感染確認や米子市でも減ってはきていますが感染確認が続いていますので、休みの前半でしっかりと感染をとめて、新学期を迎えたいと思ひましてこのような対応としましたので、ご了承いただければと思います。

☆次回定例会：4月15日（金）15時

## 7. 閉会宣言

教育長が午後4時50分閉会を宣言し、3月定例委員会の日程を終了した。